

少年院の長期処遇における適切な職業補導種目の選定と職業訓練修了者の成行に関する研究（その2）

矯正協会附属中央研究所 橘 偉仁
 松田 淳
 藤野 京子
 砂山 千明
 藤原 正
 土持 三郎
 森田 祥一
 矯正研修所 大河内 徹
 名執 雅子

はじめに

本研究は、少年院における効果的な職業教育の在り方を探るため、平成4年度から着手したもので、初年度は、「職業補導種目の適正選択」と出院者の「成行調査の方法」に関し、文献による研究を行い、その結果は、本紀要第3号に報告したとおりである。今回の報告は、前回の研究報告を参考にして実施した実態調査の結果をまとめたものである。

少年院の職業補導は、生活指導と共に、矯正教育の中核的指導領域の一つとして重要な役割を果たしている。少年院出院者の大部分は、職業生活に入ることを予定しており、その職業生活への適応のいかんが彼らの更生の成否に影響を及ぼしている実情を考えれば、少年院教育の中で職業補導が重視されていることは、至極当然といえる。それだけに、少年院では、これまで、それぞれの時代のすう勢に応じた適切な職業教育の在り方を求めて、何回となく職業補導を整備充実するための方策が試みられている。

平成5年9月1日以降実施されている少年院の長期処遇改善施策は、近年における社会

情勢の変動や在院者の質的变化に対応するための方策といえる。この改善施策の中で注目される点の一つは、職業教育の充実、整備に力点が置かれていることである。すなわち、処遇課程の中に、主として従来の職業訓練課程を継承発展させた「職業能力開発課程」（V1）と、従来の生活指導課程（G2及びG3）を改編し、改称した「職業能力開発課程」（V2）を設けて、少年院の職業教育が時代の要請と在院者のニーズに適合するよう、その改善を図っている点である。

さて、この調査は、平成5年4月1日現在で行われたため、その内容には、今回の改善施策実施以後の実態は含まれていないが、この報告は、今回の改善施策が目指す方向にも留意の上、まとめたつもりである。ここに提供する資料が、今後の少年院における職業教育実施上の参考として、少しでも役立つことができれば幸いである。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、少年院における職業教育の実施状況と仮退院者の就職状況等に関する情報

を収集し、両者の関連を究明することによって、今後の職業教育の実施に役立つ資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の対象と内容

調査は、「職業訓練修了者等調査」、「仮退院者調査」、「職業補導・訓練実施状況調査」及び「免許・資格・履修証明調査」の4種類を実施した。各調査の対象と内容は、概略以下のとおりである。

① 職業訓練修了者等調査－A調査

この調査の対象者は、平成4年中に全国少年院から仮退院した少年のうち、職業訓練課程（以下「V課程」という。）又は生活指導課程（以下「G3課程」という。）を修了した者、1,213人であるが、最終的に整理分析の対象とした者は、1,147人である。V課程修了者のほかG3課程修了者を対象としたのは、出院後の職業生活に及ぼす職業補導の影響について、職業訓練修了者とその他の職業補導修了者とを比較検討する場合の対象群として、最も適する条件を備えているのがG3課程修了者であると考えたからである。

この調査で収集した情報の主な内容は、対象者の性別及び年齢等の個人的特性、対象者に対する保護観察の状況並びに保護観察中における対象者の生活状況及び就業状況等である。

② 仮退院者調査－B調査

この調査の対象者は、前記A調査における対象者と同一である。

この調査で収集した情報の主な内容は、対象者が指導を受けた職業補導又は職業訓練の種目、取得した職業上の免許・資格・履修証明の種類等であるが、そのほか、対象者の個人的特性、非行関係、仮退院時の状況等に関する情報も含まれている。

③ 職業補導・訓練実施状況調査－C調査

この調査の対象施設は、V課程又はG3課程を設けている少年院33庁でその中に女子施設が9庁含まれている。

この調査で収集した情報の主な内容は、当

該施設で実施している職業補導又は訓練の種目名、その施設で取得可能な免許・資格・履修証明の種類名称等であるが、そのほか、補導・訓練種目別の編入条件の有無及びその内容等も含まれている。

④ 免許・資格・履修証明調査－D調査

この調査の対象施設は、前記C調査の対象少年院33庁のうち、調査内容が該当しない女子施設1庁を除く、32庁である。

この調査で収集した情報の主な内容は、当該施設で取得可能な免許・資格・履修証明の名称、それら免許等の院内指導による取得可能性、取得指導が属する指導領域の別、各取得指導への編入条件の有無・内容等である。

(3) 調査の実施

調査は、あらかじめ作成した4種類の調査票A、B、C及びDを、それぞれ調査実施庁あてに送付し、各庁の調査実施担当職員がそれぞれ保管文書の記録に基づいて、回答事項を調査票に記入する方法で実施された。A調査は保護観察所職員の、B、C及びD調査は少年院職員の協力を得て行われた。なお、調査の実施期日は、各調査とも、平成5年4月1日現在である。

2 調査の結果

(1) 対象者の特性

① 身上関係

ア 性別分布

対象者の性別分布は、男子988人、女子159人である。

イ 年齢別分布

対象者の年齢別分布は、表1のとおりで、18歳以上の年長少年の占める割合が多く、20歳以上の者も2割程度含まれている。この年齢別構成は、少年院全体のそれよりも年長少年の比率が若干高い構成となっているが、これは、出院者を対象としていることの影響である。

ウ 学歴別分布

対象者の学歴別分布は、表2のとおりで、

表1 対象者の年齢

年 齢	人 員	構 成 比
15	4	0.3%
16	74	6.5
17	212	18.5
18	287	25.0
19	323	28.2
20以上	230	20.1
不 明	17	1.4
計	1,147	100.0

表2 対象者の学歴

学 歴	人 員	構 成 比
義務教育未修了	13	1.1%
中学卒業	738	64.4
高校在学	18	1.6
高校中退	341	29.7
高校卒業	15	1.3
高専以上進学	13	1.1
不 明	9	0.8
計	1,147	100.0

表3 非行名別分布

非 行 名	人 員	構 成 比
窃 盗	442	38.5%
傷害・同致死	126	11.0
覚せい剤	107	9.3
毒劇物	104	9.1
交通事犯	89	7.8
恐 喝	54	4.7
強 盗	51	4.4
強 姦	36	3.1
そ の 他	63	5.5
ぐ 犯	58	5.1
不 明	17	1.5
計	1,147	100.0

注1 交通事犯は業過及び道交関係を含む。

2 強盗には同致死傷及び同強姦を含む。

表4 少年鑑別所入所歴

入 所 歴	人 員	構 成 比
0 回	241	21.0%
1	438	38.2
2	271	23.6
3	122	10.6
4 以上	62	5.4
不 明	13	1.2
計	1,147	100.0

表5 少年院入院歴

入 院 歴	人 員	構 成 比
0 回	725	63.2%
1	359	31.3
2 以上	52	4.5
不 明	11	1.0
計	1,147	100.0

表6 対象者の少年院種別分布

種 別	人 員	構 成 比
初 等	39	3.4%
中 等	1,058	92.2
特 別	38	3.3
不 明	12	1.1
計	1,147	100.0

表7 対象者の処遇課程別分布

処 遇 課 程	人 員	構 成 比
V	101	8.8%
G3	1,034	90.2
不 明	12	1.0
計	1,147	100.0

中学卒業が最も多く6割以上を占め、高校中退がこれに次いで3割近くを占めている。高校卒業以上の者の占める比率は極めて小さく、最近の同年齢層の一般少年と比較して、対象者の学歴水準が低いことを示している。

② 非行・処分歴等

ア 非行名別分布

対象者の非行名別分布は、表3のとおりで、窃盗、傷害等の粗暴犯関係事犯、覚せい剤等の薬物関係事犯、交通関係事犯の順に多く、これらの非行だけで全体の4分の3以上を占めている。

イ 少年鑑別所入所回数別分布

少年鑑別所入所回数別分布は、表4のとおりで、対象者の大半が1～2回の入所経験もっている。初回入所者は約2割と少ない。

ウ 少年院入院回数別分布

少年院入院回数別分布は、表5のとおりで、初回入院者が6割以上と大半を占めている。入院前歴のある者の中では1回の者がほとんどで、2回以上の者は少ない。これは、対象者をV課程とG3課程の修了者に限定したことの影響と思われる。

エ 少年院の種別分布

対象者の出身少年院種別分布は、表6のとおりで、中等少年院出身者が9割以上を占めて最も多く、初等少年院及び特別少年院の出院者は、少なく、それぞれ3パーセント強を占めているに過ぎない。ちなみに、初等少年院は、「心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者」を、中等少年院は、「心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者」を、特別少年院は、「心身に著しい故障はないが、犯罪傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者」を、それぞれ収容する施設である。

オ 処遇課程別分布

対象者の処遇課程別分布は、表7のとおりで、職業訓練課程（V）修了者は9パーセント弱と少なく、生活指導課程（G3）修了者が9割以上を占めている。ちなみに、V課程の対象者は、長期処遇対象者のうち、「職業能力開発促進法等に定める職業訓練の履修を必要とする者」であり、G3課程の対象者は、長期処遇対象者のうち、「社会性付与のため基本的な生活指導を必要とする者及び改善の目標や手段を早期に確立し難い者」で、更に、

この中で「性格の偏りが著しいため、特に個別的、治療的な指導を必要とする者」（G1該当者）及び「限界知（IQおおむね70台）、幼稚な行動様式等人格の未熟さがあり、統制のきかない行動傾向が目立つ者」（G2）を除いた者、つまり、生活指導課程対象者のうち、G1及びG2該当者以外の者である。

(2) 職業補導及び職業訓練の実施状況

調査対象となった33施設における職業補

表8 職業補導・訓練の指導種目別コース数

指 導 種 目	指導コース
木 工	19
塗 装	1
建 築	1
ブロック建築	3
機 械	3
金属加工	12
溶 接	16
自動車整備	4
電気工事	7
電算写植印刷	1
その他の印刷	3
事務サービス	5
情報処理・ワープロ	5
農・園芸	35
配 管	1
畜 産	1
洋 裁	1
手 工 芸	8
家事サービス・家政・調理	5
縫工・洗濯	13
理 容	2
窯業（含陶芸）	5
建設機械運転	3
応接サービス	4
そ の 他	4
計	162

注1 種目名は矯正統計年報の分類によって一部統合整理してある。

2 縫工・洗濯には訓練種目の「クリーニング」を含む。

導及び職業訓練の実施状況は、以下のとおりである。

① 職業補導及び訓練の種目別指導コースの数

対象施設における職業補導及び同訓練の種目別指導コースの数は、表8のとおりである。対象33施設の指導コース数合計は、162コース

であるが、これを施設別にみると、コース数1の施設から27の施設まで、多様な分布を示している。162コースのうち、職業補導種目は127コース、職業訓練種目は、35コースである。指導種目別にコース数の分布を見ると、農園芸が最も多く、次いで木工、溶接、クリーニング・縫工洗濯、金属加工等の順になっており、塗装、建築等のように1コースしかない種目もある。

② 職業補導及び訓練の種目別編入人員

対象者が少年院在院中に編入されていた職業補導及び訓練の種目別人員は、表9のとおりである。在院中に複数の種目に編入される者もいるので、編入人員の累計は、対象者の実人員を超えている。編入人員が最も多いのは農園芸で、全体の3分の2近くを占めている。編入人員は、種目によってバラツキがあり、農園芸、木工、金属加工、溶接、情報処理等では多く、建築、理容及び配管は少ない。同表備考欄の()内の数字は職業訓練編入人員の内数を、単なる数字は女子の内数を示すが、女子の占める比率の大きな種目は、情報処理、手工芸、家政・調理、洋裁及び事務である。

③ 職業補導及び訓練の種目別編入人員の関連産業別構成

表9 職業補導及び訓練の種目別編入人員

職業補導・訓練 種 目	種 目 別		
	編入人員	構成比	備考
農・園芸	713	62.2%	108
木 工	242	21.1	(17)
金属加工	160	13.9	(7)
溶 接	112	9.8	(24)
情報処理	100	8.7	77
手 工 芸	95	8.3	60
自動車整備	76	6.6	(9)
家政・調理	63	5.5	63
建設機械運転	53	4.6	
縫工・洗濯	51	4.4	(7)
ブロック建築	50	4.4	
機 械	41	3.6	
洋 裁	35	3.1	35
窯 業	30	2.6	
電算写植	30	2.6	
畜 産	28	2.4	
事 務	27	2.3	25
電気工事	19	1.7	(19)
印 刷	16	1.4	
建 築	10	0.9	(10)
理 容	9	0.8	
配 管	8	0.7	(8)
そ の 他	2	0.2	
不 明	2	0.2	1
対象人員計	1,147		
累計人員計	1,973		

- 注1 複数回答による。
- 2 備考欄の数字は該当種目の女子受講人員を内数で示したもの。
- 3 備考欄の()内の数字は職業訓練生の人員を内数で示したもの。

表10 職業補導・訓練種目別編入人員の関連産業別構成

産 業 別	編入人員	
	人 員	構成比
農 林 漁 業	741	64.8%
建 設 業	122	10.6
製 造 業	780	68.0
サービス業	199	17.3
分類不能	129	11.2
不 明	2	0.2
累 計	1,973	
対象実人員	1,147	

- 注1 複数回答による。
- 2 分類不能には事務を含む。

表 11 職業補導・訓練種目への編入条件

編入条件	条件付のコース数
知能	29
年齢	25
学歴	34
身体状況	63
収容期間	37
非行名	1
再入制限	—
交通違反	2
院内成績	24
処遇段階	106
生活設計	8
免許の有無	1
希望の有無	64
意欲	53
その他	30

表 9 の職業補導及び訓練の種目別編入人員を、日本標準産業分類（中分類）表に基づき、関連産業別の構成にまとめたのが表 10 である。これによれば、製造業と農林漁業関連の種目への編入が他業種への編入に比して圧倒的に多いことが分かる。

④ 職業補導及び訓練への編入条件

職業補導及び訓練の各種目に対象者を編入する際に、その種目に必要と考えられる種々の条件をつけ、原則としてその条件の該当者を編入させている。これは、指導の効果を上げるため、各指導種目にふさわしい対象者を選定するための方法である。表 11 は、編入条件として検討される内容別に、それらの条件がどの程度考慮されているのか、その状況を示したものである。この表によれば、比較的多くの種目が編入条件として挙げているのは、「処遇段階」、「本人の希望の有無」、「本

表 12 職業上の免許・資格・履修証明の取得可能な種類と取得方法

種類	取得可能な方法		
	院内指導	院外受験	出院後受験
建築	2		
アーク溶接	13	10	
ガス溶接	11	13	
自動車整備	2	1	
電気工事	3	2	
珠算	6		
簿記	1		
パソコン	1		
理容	1		
危険物取扱者	5	18	
配管	1		
ワープロ	7	5	
大型特殊	1	2	
車輛系建設機械	3		
小型車輛系建設機械	9	8	
販売		2	1
その他		1	2

注 数字は回答した施設の数

人の意欲」及び「身体状況」である。処遇段階は、対象少年の改善度や収容残期間と密接な関連を持つ条件であるから、保安上の観点や指導可能期間の観点から、指導種目によっては、編入条件として重視せざるを得ないであろう。

(3) 免許・資格・履修証明の取得指導

少年院では、在院者の職業能力の向上をめざし、その出院後の就職に資するため、職業教育の一環として、在院者に職業上の免許・資格・履修証明を取得させる指導（以下「取得指導」という。）を実施している。以下は、対象施設におけるその実施状況である。

① 取得可能な免許・資格・履修証明の種類とその取得方法

表 12 は、対象施設が在院者に取得させることが可能と回答した免許等の種類とその取

表 13 免許・資格・履修証明取得指導実施状況

免許・資格・履修証明 取得指導の種目	実施 施設数
建 築	2
アーク溶接	23
ガス溶接	18
自動車整備	5
電気工事	7
珠 算	16
簿 記	2
パソコン	1
理 容	1
危険物取扱者	26
配 管	1
ワープロ	20
大型特殊	4
車輛系建設機械	4
同上小型建設機械	11
販 売 士	2
クレーン運転	2
フォークリフト	2
そ の 他	12

得方法を示したものである。この表によれば、取得可能と回答した施設が多い種目は、ガス溶接、アーク溶接、危険物取扱者、小型車輛系建設機械特別教育及びワープロである。数は少ないが、従来はなかった「販売士」のような新しい職業資格種目が挙げられていることが注目される。また、取得可能な方法としては、院内指導による方法と院外受験の方法が多く、対象者の在院中に取得が可能であることを示している。取得方法は免許等の種類によって異なり、院内指導のみで取得可能なもの、院外受験で取得可能なもの、この両方のいずれでも取得可能なもの及び出院後の受験によって取得可能なものと多様である。

② 免許等取得指導の実施状況

取得指導の種目別に、それぞれを実施している対象施設の数を示したのが表 13 である。これによれば、多くの施設で実施している種目は、危険物取扱者、アーク溶接、ワープロ、ガス溶接、珠算、小型車輛系建設機械特別教

表 14 免許等取得指導への編入条件

編入条件	条件なし コースの 構成比
知 能	69.2%
年 齢	72.3
学 歴	84.3
身体状況	76.1
収容期間	65.4
非 行 名	99.4
再入制限	100.0
交通違反	96.2
院内成績	79.9
処遇段階	52.8
生活設計	86.8
免許の有無	95.0
希望の有無	27.0
意 欲	42.1
そ の 他	84.3

注 指導コースの合計は 159 である。

育等であることが分かる。また、多様にわたる各種目の中には、建築、溶接、自動車整備等のように、一定の業種への就職に役立つ種目もあれば、珠算、パソコン、ワープロのように、どの業種への就職にも役立つ種目もある。

③ 取得指導種目への編入条件

免許等の取得指導種目への編入時における編入条件の有無及びその条件内容を示したのが表14である。これによれば、編入条件の内容は多様であるが、その多くについては、「条件なし」の比率が高く、取得指導においては、なるべく編入制限をせず、多くの在院者に何らかの免許等を取得させようとする施設側の配慮がうかがえる。しかし、「処遇段階」、「本人の希望」及び「本人の意欲」の3条件については、「条件なし」の比率がやや低くなっている。「処遇段階」が編入条件として比較的重視されている理由については、前述した職業補導及び職業訓練種目への編入条件の場合とはほぼ同じと考えられる。また、「本人の希望」や「本人の意欲」が重視されているのは、これらの条件を欠く者には取得

表15 免許・資格・履修証明取得指導実施領域

実施領域		コース数
職業補導	職業指導	67
	職業訓練	52
その他不明	教科教育	15
	生活指導	13
	特別活動	5
	その他	13
	不明	2
計		167

表16 免許・資格・履修証明の取得状況

取得状況	人員	構成比
なし	244	21.3%
あり	902	78.6
不明	1	0.1
計	1,147	100.0

指導の成果が期待できないからであろう。基本的には、多数の在院者に職業上の免許等を取得する機会を提供することは望ましいが、必要最小限度の編入制限は、その制限が適正であれば、一定の指導効果を確保する上で、止むを得ないことと思われる。

④ 取得指導とその実施指導領域

取得指導は、職業上の免許・資格・履修証明の取得を目的とする指導であるから、職業教育の一環として実施されているものと思いがちであるが、実際には、職業教育以外の指導領域でも実施されている。その状況を示したのが表15である。これによれば、さすがに、職業補導又は職業訓練の一環として実施されているコースが多い。しかし、中には、教科教育、生活指導及び特別活動の一環として実施されているものもある。

⑤ 免許・資格・履修証明の取得率

表16は、対象者の免許等の取得状況を示したものである。取得者は、902人で、8割近くを占めている。在院者の資質上の特性等を考慮すれば、この数字は、なるべく多くの在院者に、職業上の免許等を取得させようとする少年院の職業教育における意図がほぼ達成されていることを示すものと考えてよいのではなかろうか。また、不取得者も2割強を占めているが、この中には、出院後の進路の関係で、免許等の取得を必要としない者や取得を希望しない者も含まれていることから、不取得者のすべてが取得指導の失敗事例というわけではない。

⑥ 指導種目別免許等の取得人員

表17は、対象者が取得した免許等の種目別の人員を示したものである。1人の対象者が複数種目の免許等を取得している場合もあるので、取得人員の累計は、実人員よりも多くなっている。種目別に見て、取得者が多いのは、ガス溶接を筆頭に、危険物取扱者、珠算、アーク溶接、ワープロ、小型車輛系建設機械特別教育、大型特殊等となっている。取得人員

表 17 職業上の免許・資格・履修証明の種目別取得人員

免許・資格等の			
取得種目	取得人員	構成比	備考
ガス溶接	346	38.4%	118
危険物取扱者	333	36.9	
珠算	306	33.9	
アーク溶接	192	21.3	
ワープロ	124	13.7	67
小型車輛系建設機械	82	9.1	3
大型特殊	79	8.8	17
車輛系建設機械	56	6.2	
簿記	17	1.9	
フォークリフト	13	1.4	
クレーン	10	1.1	
電気工事	7	0.8	
自動車整備	6	0.7	
理容	6	0.7	
パソコン	2	0.2	
販売士	2	0.2	
その他	15	1.7	
取得実人員	902		
取得累計人員	1,596		

- 注 1 複数回答による。
 2 構成比は取得実人員を分母とした数字
 3 備考欄の数字は該当種目の女子取得人員を内数で示す。

表 18 免許・資格・履修証明取得人員の関連産業別分布

関連産業	人員	構成比
建設業	240	26.6%
製造業	878	97.3
卸小売飲食	2	0.2
サービス業	12	1.3
その他	464	51.4
計	1,596	
取得実人員	902	

注 複数回答による。

の分布で目立つことは、取得人員が 300 人を超えるガス溶接、危険物取扱者及び珠算のような種目がある一方で、他方では、わずか数人程度の電気工事、自動車整備、理容、パソコン及び販売士のような種目もある点である。この差違は、取得の難易度、指導設備、指導コース数等の条件によって生じたものと思われる。

⑦ 免許等取得者の関連産業別分布

表 18 は、免許等の取得種目を関連する産業別に分類し、その取得者の分布を示したものである。これによれば、製造業関係種目の免許等取得者が最も多く、878 人で取得者の 97.3 パーセントを占めている。次いで、建設業関係種目の免許等取得が多く、取得者の 4 分の 1 強を占めている。卸小売・飲食業関係及びサービス業関係種目の免許等取得者は極めて少ない。その他には、珠算、簿記、ワープロなど、産業別分類の困難な種目が含まれているが、これらの取得者は、取得者全体の過半数を占めている。なお、産業別分類の構成比の合計が 100 パーセントを超えているが、これは、1 人で複数種目の免許等を取得している場合があることによる。

(4) 仮退院時の対象者の状況

① 仮退院時に残されていた問題点

仮退院は、在院者の問題点がすべて解決された後に行われる措置ではなく、少年院で在院者の主要な問題点が解決されていれば、その他の問題点が多少残っていても、その解決は少年院教育から保護観察に引き継ぐ形で、運用されている。表 19 は、残されていた問題点の内容別に、その有無を示したものである。これによれば、問題点のある者の割合は、「無職徒遊生活」及び「保護環境上の不安」に多く、共に対象者の半数を超えている。その他、「薬物の濫用」、「職場における人間関係の不安」及び「暴力団との接触」もそれぞれ、対象者の 3 分の 1 強、4 分の 1、5 分の 1 強を占めている。これらの問題点は、いずれも対象者の出院後の職業生活に直接的あるいは間

表 19 仮退院時に残されていた問題点

仮退院時に残されていた問題点	あ り		不明
	人員	構成比	
暴力団との接触	255	22.2%	6
薬物の濫用	415	36.2	5
無職徒遊生活	601	52.4	8
保護環境上の不安	581	50.7	7
職場人間関係の不安	295	25.7	7
その他	93	8.1	10

表 20 帰住引受人

引 受 人	人員	構成比
実父・実母	937	81.7%
義 父	29	2.5
義 母	4	0.3
雇 主	23	2.0
保 護 会	78	6.8
他の親族	52	4.5
その他	14	1.2
不 明	10	1.0
計	1,147	100.0

表 21 仮退院時の就職予定

就 職 予 定	人員	構 成 比
な し	405	35.3%
あ り	735	64.1
不 明	7	0.6
計	1,147	100.0

表 21-2 就職予定の内訳

産業別予定	人員	構 成 比
農林漁業	8	1.1%
建 設 業	264	35.9
製 造 業	127	17.3
運輸通信	69	9.4
卸小売飲食	54	7.3
サービス業	77	10.5
その他	136	18.5
計	735	100.0

接的に大きな影響を及ぼすおそれがあるものだけに、対象者のかなりの部分がこのような問題点を残して仮退院していることは、注目を要するところである。

② 対象者の帰住引受人

表 20 は、仮退院時における対象者の帰住引受人を示したものである。実父母の双方又は片方が引受人となっているケースが 8 割以上を占めており、この限りでは問題はなさそうである。しかし、前述したように、「保護環境上の不安」を仮退院時の残された問題点として持つ者が 5 割以上を占めている事実と照合してみると、帰住引受人としての実父母の保護監督能力について検討してみる必要がある。

③ 対象者の就職予定

表 21 は、仮退院時における対象者の就職の有無を示したものである。これによると、就職予定のあった者は、3 分の 2 近くを占め、なかった者は、3 分の 1 強を占めている。就職予定なしの者の中には、就職を進路予定としない者も若干含まれているが、それにしても、少なからぬ者が就職予定のないままに社会復帰している事実には注意を要する。表 21-2 は、就職予定の内訳を産業別に示したものである。最も多い予定業種は、建設業関係で、就職予定者の 3 分の 1 強を占めている。次いで、製造業関係が多く、17 パーセント強を占め、この両業種だけで、就職予定者の過半数を占める。補導種目別人員では 6 割を超える農林漁業関係に就職予定の者は、わずか 1 パーセント強を占めるに過ぎない。

(5) 保護観察の状況

① 分類処遇

保護観察においても、矯正処遇と同様に、その処遇効果を高めるために、対象者の分類処遇を行っている。

ア A・B 分類

分類は、保護観察処遇の難易を基準として行われ、A、B の 2 類型が設けられている。A 分類の対象は、「問題が多く、処遇困難が

表 22 保護観察における対象者のA・B分類

分類	A	B	不明	計
人員	339	765	43	1,147
%	29.6	66.7	3.7	100.0

予想される者」とし、A以外の者は、Bに分類される。そして、A分類の対象者には、保護観察官による処遇が積極的に行われることになっている。対象者をA・B分類別に示したのが表 22 である。これによると、処遇困難なAに分類された対象者は、ほぼ3割を占めている。

イ 類型別処遇

保護観察では、矯正処遇と同様に、対象者の持つ問題類型に対応する類型別処遇を行い、処遇の個別化の推進を図っている。対象者に

表 23 保護観察における類型別処遇

類型別処遇	人員	構成比
シンナー	580	40.8%
覚せい剤	146	10.3
暴力組織	123	8.6
性犯	39	2.7
無職等	65	4.6
家庭内暴力	14	1.0
校内暴力	2	0.1
暴走族	191	13.4
非該当	263	18.5
計	1,423	100.0

注 複数回答による。

ついて、その類型別処遇の状況を示したのが表 23 である。複数の問題類型に該当する対象者がいるので、類型別処遇に計上されている人員の合計は、対象者の実人員を上回っている。これによると、問題類型の「シンナー」に編入された者が最も多く、4割を超えている。次いで「暴走族」の13.4パーセントを筆頭に、「覚せい剤」、「暴力組織」、「無職等」の順になっている。類型別処遇の非該当者は、2割にも充たず、対象者の大部分が類型別処遇の対象となっていることが分かる。

② 対象者の保護観察中の生活状況

ア 居住状況

表 24 は、保護観察中の対象者の居住状況を示したものである。家族との同居者が最も多く、3分の2以上を占めている。職場住込の者は、6.7パーセントと少ないが、家族との同居者と職場住込の者は、共に保護者や職場の雇主、上司等の監督指導下にある者とするれば、全体の4分の3近くの者は、何らかの形で成人による行動統制の作用しやすい環境に居住していると推定できる。「その他」の居住状況にある者は、4分に1近くを占めているが、これには多様な居住形態が混在しているものの、概して「家族との同居」や「職場住込」の形態と比較して、成人による対象者への行動規制が及びにくい居住形態ではないか、と推測される。

イ 不良交友の状況

対象者の保護観察中における不良交友の状

表 24 保護観察中の対象少年の居住状況

居住状況	家族と同居	職場住込	その他	不明	計
人員	777	78	279	13	1,147
%	67.7	6.8	24.3	1.2	100.0

表 25 対象少年の保護観察中の不良交友

接触状況	多い	たまに	全くない	不明	計
人員	236	272	532	107	1,147
%	20.6	23.7	46.4	9.3	100.0

表 26 対象少年の保護観察中の生活態度

生活態度	良好	普通	不良	不明	計
人 員	376	494	231	46	1,147
%	32.8	43.1	20.1	4.0	100.0

表 27 対象少年の仮退院後の就職状況

就職状況	就 職	不就職	不 明	計
人 員	931	215	1	1,147
%	81.2	18.7	0.1	100.0

表 27-2 不就職理由の問題性

問 題 性	あ り	な し	不 明	計
人 員	115	37	63	215
%	53.5	17.2	29.3	100.0

況を示したのが表 25 である。これによると、その頻度は別として、「不良交友」のある者は、44.3 パーセントと、保護観察中の身であることを考えれば、軽視しがたい数字を示している。他の調査事項と比較して、不明者の割合が多いのは、不良交友の実態を把握することの困難さを示すものであろう。

ウ 生活態度の良否

表 26 は、対象少年の保護観察中の生活態度について、その良否を示したものである。「良好」と判定された者は、ほぼ 3 分の 1 近くを占めており、「普通」と判定された者と合わせれば、4 分の 3 強を占めることになる。「不良」と判定された者は、約 2 割である。

(6) 仮退院後の就職状況

少年院在院者は、一部の進学・復学予定者等、特別な理由のある者を除き、出院後、社会生活に適応していく上で、まず何よりも重要なことは、安定した職業生活に入ることである。どうしても安定した職業につけなかったり、就労意欲を欠くため、無職徒遊の生活を送ることになる少年には、生活上の種々の欲求を充たすために必要な合法的な収入が不足しがちであること、徒遊中に犯罪者や非行少年と接触する機会が多く、その誘惑を制止

する社会統制作用が及びにくいことなどの理由から、更生の機会は少なく、再非行の危険性が大きいからである。それだけに、少年院出院者の職業生活の成否は、少年院における職業教育の成否にとどまらず、少年院教育全体の成否にもかかわる重大な問題である。

① 就職率

表 27 は、対象者の仮退院後の就職率を示したもので、これによれば、仮退院後に就職したことがある者は、8 割以上を占めている。対象者の資質特性、少年院出院者に対する社会的偏見の存在あるいは仮退院時に就職予定のなかった者が 35 パーセント以上もいたなど、対象者の就職にとって不利な諸条件を考え合わせてみると、この数字は、かなり高率なものと考えることができる。不就職者は 2 割弱であるが、不就職の理由は多様である。それらの理由を、「問題のある理由」と「そうでない理由」に分けて示したのが表 27-2 である。「問題のある理由」とは、「就職の意思がない」、「再非行」及び「所在不明」を不就職の理由としているもので、「そうでない理由」とは、「病気」、「けが」、「家庭の事情」等を不就職の理由としているものである。不就職の過半数が「問題のある理由」による不就職であることは、注目すべき点であろう。なお、問題性の有無が不明な者は 3 割近くとかなりいるが、その不就職理由の内容が気にかかるところである。

② 仮退院後最初の就職

ア 就職業種

表 28 は、就職経験者 931 人について、最初の就職の業種別分布を示したものである。最も多いのは建築関係で全体の 3 分の 1 強を占めており、次いで工員が多く、4 分の 1 弱を占めている。その他では、販売店員、運輸関係及び接客業が比較的多い。

イ 離職状況

表 29 は、就職経験者が調査時点で最初の就職を継続しているか否かを示したものであ

表 28 初回就職時の業種別構成

就 職 業 種	就 職 者	
	人員	構 成 比
建築関係	349	37.5%
工 員	224	24.1
販売店員	85	9.1
運輸関係	62	6.7
接 客 業	58	6.2
調 理	34	3.7
事務関係	18	1.9
理容関係	11	1.2
農林漁業	5	0.5
そ の 他	78	8.4
不 明	7	0.7
計	931	100.0

表 29 最初の就職先からの離職状況

離 職	就 職 者	
	人員	構 成 比
あ り	464	49.8%
な し	460	49.4
不 明	7	0.8
計	931	100.0

表 30 最初の就職業種の産業別構成

職 種	人員	構 成 比
農林漁業	5	0.5%
建 設 業	349	37.5
製 造 業	224	24.1
運輸通信	62	6.7
卸小売飲食	85	9.1
サービス業	103	11.1
分類不能	96	10.3
無 回 答	7	0.7
計	931	100.0

る。これによれば、離職した者としていない者の割合は、ほぼ半々ということになる。安定した職業生活が望ましいという観点からみれば、離職者が約半数という現象は気になることであるが、より良い条件の職業を求める

離転職が一般的傾向（注1）となりつつある最近の動きもあるので、離職者即失敗事例とすることは危険である。

ウ 就職業種の産業別構成

表 30 は、表 28 の業種別人員を関連産業別にまとめて示したものである。表 28 の構成と異なる点は、「接客業」、「調理」及び「理容関係」が「サービス業」に一本化され、「事務関係」と「その他」が「分類不能」にまとめられている点だけである。この構成で特徴的なことは、一般青少年の産業別就職構成と異なり、電気・ガス・熱供給・水道関係、金融保険関係、不動産関係及び公務関係の就職者が皆無という点である。

エ 就職業種と就職予定業種との関係

表 31 は、対象者が最初に就職した業種が仮退院時の就職予定業種と一致しているか否かを示したものである。これによれば、不一致の者が過半数を占めており、対象者の最初の就職が必ずしも予定どおりの就職ではなかったことが明かである。

オ 就職の形態

表 32 は、最初の就職が安定的な定職か不安

表 31 最初の就職業種と就職予定業種との関係

関 係	就 職 者	
	人員	構 成 比
一 致	440	48.2%
不一致	473	51.8
計	913	100.0

注 不明を除く。

表 32 最初の就職の形態

就 職 形 態	就 職 者	
	人員	構 成 比
定 職	596	64.0%
暫定職	314	33.7
不 明	21	2.3
計	931	100.0

表 33 最初の職業への就職の難易

難 易	人 員	構 成 比
容 易	490	52.6%
ふ っ ぶ	354	38.0
困 難	50	5.4
不 明	37	4.0
計	931	100.0

表 34 取得免許等の就職への影響

影 響	人 員	構 成 比
有 利	210	22.6%
無 関 係	475	51.0
免許資格なし	202	21.7
不 申 告	25	2.7
無 回 答	19	2.0
計	931	100.0

表 35 職業補導・訓練の就職への影響

就職への影響	人 員	構 成 比
有 利	232	24.9%
無 関 係	603	64.8
雇主に不申告	32	3.4
無 回 答	64	6.9
計	931	100.0

表 36 最初の就職の紹介者

紹 介 者	人 員	構 成 比
保護司・職安等	115	12.4%
親 類	365	39.2
知 人 等	249	26.7
広告・雑誌	93	10.0
そ の 他	33	3.5
不 明	76	8.2
計	931	100.0

定な暫定職であるかを示したものである。暫定的な就職者が3分の1近くを占めており、やゝ流動性の高い不安定な就業構成といえよう。

カ 就職の難易

表 33 は、最初の就職が容易であつたか否

かを示したものである。困難であつた者は、5パーセント強と意外に少なく、容易であつた者は過半数を占めている。普通であつた者と容易であつた者を合わせると9割以上に達する。就職の難易は、通常、景気動向や就職しようとする職種によって異なるから、一概にはいえないが、対象者の場合、出院後最初の就職は、それほど困難ではなかつたようである。

キ 取得免許等の就職への影響

就職の難易は、景気動向や職種以外の諸条件の影響を受けることもある。職業上の免許・資格・履修証明の有無、職業教育の影響、就職の紹介者等も、諸条件の一部と考えられる。表 34 は、少年院で取得した免許等が就職に際して有利に作用したか否か、その影響を示したものである。これによると、「有利」であつた者は、「無関係」であつた者の半数以下となつており、折角、少年院で取得した免許等が就職に際してあまり活用されていない状況を示している。その理由は、いろいろ考えられるが、その一部として、取得した免許等が有利に作用する関連職種への就職が困難であつたのではないかと、ということもあるし、また、対象者が取得した免許等を積極的に活用しようと努力しなかつたのではないかと、ということもあり得る。

ク 職業補導・訓練の就職への影響

表 35 は、少年院の職業補導や職業訓練が就職に際して有利に作用したか否か、その影響を示したものである。この場合も、「有利」であつた者は、就職者の4分の1弱と少なく、3分の2近い者が「無関係」となつている。この場合も、取得免許等の影響と同様、指導を受けた職業種目と就職職種との関連が薄かつたのではないかと、ということが、職業補導等の、就職への影響力の低さの理由として考えられる。

ケ 就職の紹介者

表 36 は、最初の就職の際の紹介者を示したものである。これによると、紹介者には、親戚、知人等の場合が多く、保護司や公共職

表 37 初回就職時の月収分布

月 収	人 員	構 成 比
10 万円以下	150	20.0%
11～15 万円	269	36.0
16～20 万円	226	30.2
21 万円以上	103	13.8
計	748	100.0

注 不明を除く。

表 38 勤務先での対象少年の評価

評 判	人 員	構 成 比
良 い	157	16.9%
ふ つ う	555	59.6
悪 い	75	8.1
不 明	144	15.4
計	931	100.0

表 39 再就職の有無

再 就 職	人 員	構 成 比
な し	165	35.6%
あ り	289	62.3
無回答	10	2.1
計	464	100.0

表 40 職場への定着状況

定 着 状 況	人 員	構 成 比
初回定着	460	40.1%
最終定着	218	19.0
不 就 職	215	18.7
最終無職	229	20.0
不 明	25	2.2
計	1,147	100.0

業安定所等がこれらに次ぎ、広告・雑誌等は少なく、出院後最初の就職には、対象者を取り巻く周囲の成人がかなりの協力援助をしている様子がうかがわれる。

コ 月収

表 37 は、対象者の初回就職時の月収分布を示すものである。11 万～15 万円の者が最

も多く、16 万～20 万円の者がこれに次いでいる。そのほか、10 万円以下の低収入の者は 20 パーセント、21 万円以上の高収入の者は 14 パーセント近くを占めている。参考までに、一般勤労少年の月収平均を労働省のある統計調査結果（注 2）でみると、従業員数 99 人以下の民間小企業で働く 18～19 歳の勤労少年の所定内給与月額額は、平均、男子で 15 万 5 千円、女子で 13 万 3,800 円となっている。

サ 勤務先での対象者の評価

表 38 は、勤務先での対象者の評価を示したものである。「ふつう」が 6 割近くを占めて最も多く、「良い」は 17 パーセント弱、「悪い」は 8 パーセント強となっている。「ふつう」と「良い」を合わせると、8 割近くを占め、「不明」が 15 パーセント強を占めているものの、勤務先での対象者に対する評価は、比較的良好と考えてよいのではなからうか。

シ 離職者の再就職状況

表 39 は、初回就職先を離職した者の再就職の状況を示したものである。再就職者は 6 割強を占めている。離職者の 3 分の 1 強を占める不就職者 165 名について、不就職の理由をみると、「再就職の意思なし」35 人、「再非行のため」40 人、「所在不明」35 人となっており、不就労者の 3 分の 2 以上に問題が認められる。その他の不就労者については、「けが・病気」、「家庭の事情」等、一応止むを得ない不就労事情が認められるので、不就労自体を問題とする必要はないように思われる。

③ 職場への定着状況

表 40 は、対象者の職場への定着状況を示したものである。初回定着者は、初回の就職先に調査時点まで継続して就労している者で、対象者全体の 4 割強を占めて、最も多い。最終定着者は、転職はしたが調査時点で就労している者で 2 割弱を占めている。この両者を就労定着者とすれば、定着者の割合は 6 割弱となる。不就職者は、出院後就職経験のない者で、やはり 2 割弱を占めている。最終無職

者は、就職経験があり、その後転職し、調査時点で不就労中の者で、約2割を占めている。少年院の職業教育は、在院者が出院後安定した職業生活に入ることを目指して実施されているので、職業生活に定着している者は、職業教育上、一応「成行良好」と判定し、不就職又は最終無職の者は、「成行不良」と判定することができよう。この観点からみると、表40の結果は、成行良好者6割、同不良者4割ということになる。

3 調査結果の整理

(1) 職業補導及び訓練修了者の成行

少年院出院者の成行といえは、通常は、対象者の出院後の再非行の有無、再入院の有無等を指標として、少年院教育全般の成否を判定するが、この研究では、少年院教育全般ではなく、少年院における職業教育に焦点をしばって、その対象者の成行を究明することを目的としている。したがって、ここでは、対象者の成行を判定するため、職業教育の成果を示す若干の指標を用いることとする。指標として用いるのは、職業上の免許・資格・履修証明の取得の有無、出院後の就職の有無、少年院における指導種目と就職業種の関連度及び就職先職場への定着状況の4種である。以下、各指標を用いて、対象者の職業生活に焦点をしばった成行を見ていくことにする。

① 職業上の免許等の取得状況

免許等については、対象者の大部分が少年院在院中に取得しているから、出院後の成行を示す指標とはいえないが、それが少年院における職業教育の成果を示す一つの指標であることは明白である。

ア 取得率

前出の表16によれば、免許等の取得者は、902人で、対象者の78.6パーセントを占めていた。8割近い取得率である。対象者の資質特性や平均1年以下の短い指導期間を考慮すれば、これは、かなり高い取得率といえる

のではなかろうか。

イ 取得種目

前出の表17によれば、免許・資格等の取得種目の範囲は、10数種類以上と多岐にわたっているが、比較的多数の者が取得している種目は、8種類である。この中で、「珠算」と「ワープロ」の2種目を除けば、他の6種類は、いずれも、特定の職種への就職を前提とした専門的種目である。「珠算」や「ワープロ」の取得者には、女子が比較的多く含まれており、専門的種目の取得者には、女子はわずかししか含まれていない。

ウ 関連産業別取得種目

前出の表18によれば、免許等取得者のほぼ全員が、製造業関係の種目を取得しており、4分の1近くの者が建設業関係の種目を取得している。特定職種への就職を前提とする専門的種目では、製造業関係と建設業関係の種目に集中しているといつてよい。「その他」の種目の構成比は、過半数を占めているが、これは、産業別分類が困難な、珠算、簿記、ワープロなどで、特定職種への就職を前提としない、いわば一般的種目に属するものである。

② 就職の状況

少年院の職業教育は、在院者の出院後の安定した職業生活の実現を目指すものであるから、出院後の就職状況もまた職業教育の成否を示す一つの指標といえよう。

ア 就職率

前出の表27によれば、対象者の就職率は、81.2パーセントである。ちなみに、職業教育に重点をおく専修学校卒業生の場合、就職率は96.3パーセントと報告(注3)されている。これと比較すれば、対象者の数字はやゝ低い、対象者には、職業上不利に作用する資質上の問題や社会的偏見等の諸条件がまわりついていることなどを考慮すれば、8割以上の就職率は高いとも考えられる。なお、就職率を性別にみると、男子82.4パーセント、女子69.2パーセントで、女子の方が就職率

表 41 初回就職業種と性別分布

業 種	性 別		
	男	女	計
農林漁業	5人	0人	5人
工 員	216	8	224
販売店員	59	26	85
接客業	24	34	58
調 理	30	4	34
建築関係	343	6	349
運輸関係	62	0	62
理・美容	4	7	11
事務関係	6	12	18
その 他	65	13	78
計	814	110	924

注 不明を除く。

は低くなっている。

イ 就職業種

対象者の初回就職の業種別構成を、前出の表 28 によって見ると、建築関係や、工員への就職が他の業種への就職者に比べて多いことが分かる。表 41 は、性別と就職業種との関係を示したものである。これによれば、男子では建築関係や工員が、女子では接客業関係や販売店員が多いことが分かる。

③ 指導種目と就職業種との関連

職業教育の成果を示す指標の一つとして、指導種目と就職業種との関連がある。対象者が指導を受けた種目に関連のある業種に就職したとすれば、指導が就職に役立ったとも考えられるし、指導事項が対象者の職業生活の中で活用される可能性も高いからである。もっとも、少年院における職業教育の場合、職業訓練では、指導種目に関連のある業種に就職させることを目的としているが、職業補導の場合は、農耕等の例で明らかのように、必ずしも指導種目に関連のある業種に就職させることを目的としない指導種目もあることに注意する必要がある。

ア 職業補導・訓練種目と就職業種との関連

表 42 産業分野別職業補導・訓練人員、免許等取得人員及び就職人員の構成比

産業分野	指導種目	免許等種類	就職業種
農林漁業	64.6%		0.6%
建設業	10.7	26.6%	37.5
製造業	65.0	97.4	24.1
卸小売飲食		0.2	15.3
サービス業	17.3	1.4	11.4
その 他	11.3	51.4	10.3
不 明	0.2		0.8
合計人員	1,147人	902人	931人

注 1 指導種目別人員及び免許等取得人員は複数回答集計のため構成比は 100% を超える。

2 産業別分野の「その他」には事務、情報処理、珠算、ワープロ、簿記、パソコンなどを含む。

表 42 は、対象者について、少年院で指導を受けた職業補導及び同訓練の種目別（前出の表 9 参照）、取得した免許等の種類別（前出の表 17 参照）並びに就職業種別（前出の表 28 参照）の構成人員の比率を、日本標準産業分類（中分類）表に基づいて、産業別にまとめ、比較したものである。職業補導・訓練における指導種目と就職業種との関連をみると指導種目における産業別構成比と就職業種におけるそれとが、大幅な食い違いを示していることが分かる。農耕関係の場合は別としても、製造業関係では、指導を受けたものが多い割に就職者が少なく、逆に、建設業関係や卸小売・飲食業関係は、指導を受けた者が少ない割に就職者が多くなっている。指導種目の受講者の数字は、1 人の対象者が在院中に複数種目の指導を受けることがあるので、複数回答による数字で、実人員の約 7 割増となっている事情を考慮したとしても、指導種目と就職業種の間には、対象者の産業別構成比に関するズレが認められる。つまり、指導種目と関連のない業種に就職している対象者が多いことを示している。

ちなみに、専修学校卒業生を対象とするあ

る調査結果（注4）によれば、専攻種目と関連のある職種への就職者の比率は、専攻種目によって異なるが、大体52パーセントから74パーセントの間に分布しており、専修学校卒業生であっても、それほど高率ではないことが分かる。比較的関連職種への就職率が低い種目は、「情報処理」、「経理・簿記」、「建築」及び「洋裁」である。

イ 免許等の取得種目と就職業種との関連

表42によって、免許等の取得種目と就職業種との関連をみると、取得者が多い割に就職者が少ない産業分野は、製造業と「その他」であり、逆に、取得者が少ない割に、就職者が多い産業分野は、建設業、卸小売・飲食業及びサービス業である。なお、産業の種類によっては、免許・資格・履修証明を取得したくても、そのような制度がなくて取得できない場合やあってもその種類が少ない場合もあるので、一概の比較は困難であるが、折角、免許等を取得しても、それを職業生活で活用していない者が少なからずいることは明らかである。

③ 就職先への定着状況

就職先への定着状況は、職業教育の成果を判定するための幾つかの指標の中でも、有効性の高いものである。この指標は、就職業種にこだわらず、とにかく職業生活の継続を重視するもので、ある意味では、「出院後、安定した職業生活を継続させる」という少年院の職業教育の目的達成度を端的に示すものだからである。

ア 定着率

前出の表40は、対象者の就職先への定着状況を示したもので、定着率は、出院後に就職した対象者のうち、調査時点で、就職先における就労を継続している者の比率によって示される。この中には、初回就職後、転職せずにそのまま就労を続けている「初回定着者」と、転職はあるが、調査時点で就労中の「最終定着者」が含まれ、この両者を合わせて、

定着者としている。定着率は、初回定着者の40.1パーセントと最終定着者の19パーセントを合計して、59.1パーセントになる。対象者の約6割が定着者である。この定着者を「成行良好」と判定するとすれば、就職しなかった者や就職後離職し、調査時点で無職であった者は、「成行不良」と判定されることになる。不就職率は18.7パーセント、調査時点で無職中の最終無職者は20パーセントで、両者合わせて成行不良群は38.7パーセントということになる。

イ 職業補導・訓練の種目別定着率

表43は、対象者の就職先への定着状況を

表43 職業補導・訓練種目別就職先定着状況

補導・訓練種目	定着率	不就業率	実人員
建 築	78.0%	11.0%	9人
機 械	73.0	15.0	40
建設機械	72.0	15.0	52
自動車整備	70.0	17.0	76
ブロック建築	69.0	23.0	48
印 刷	69.0	13.0	16
縫工・洗濯	65.0	12.0	49
金属加工	64.0	16.0	157
木 工	63.0	14.0	236
電算写植	61.0	29.0	28
農・園芸	61.0	19.0	708
溶 接	61.0	14.0	108
電気工事	58.0	16.0	19
理 容	55.0	11.0	9
畜 産	52.0	26.0	27
窯 業	52.0	17.0	29
手 工 芸	50.0	25.0	95
事 務	50.0	23.0	26
洋 裁	47.0	26.0	35
情報処理	46.0	27.0	99
家政・調理	45.0	32.0	62
配 管	44.0	22.0	9
平 均	59.0	19.0	
累計人員			1,937人

注 縫工・洗濯には訓練種目の「クリーニング」を含む。

少年院の職業補導・訓練の指導種目別に示したものである。表中の不就業率は、出院後、就職したことの無い者の比率を示す。前述の最終無職者は、この表から除外してある。実人員は、職業補導・訓練の種目別受講者の数であるが、在院中に1人で複数種目を受講している者がいるので、その累計人員は、対象人員を上回っている。

この表によれば、定着率が平均を10パーセントほど上回っている種目は、建築を筆頭に、機械、建設機械、自動車整備、ブロック建築及び印刷の7種で、いずれも特定の就職業種に結びつく専門的種目に属するものである。また、定着率が平均を10パーセントほど下回っている種目は、手工芸、事務、洋裁、情報処理、家政・調理及び配管工であるが、このうち、配管工を除けば、いずれの種目も女子の占める比率が高い種目である(表9参照)。

ウ 免許等の取得種目別定着率

表 44 免許・資格・履修証明取得種目別就職先定着状況

取得資格等種目	定着率	不就職率	実人員
クレーン	100%	0%	10人
フォークリフト	100	0	13
自動車整備	83	17	6
ガス溶接	67	13	337
アーク溶接	66	12	180
車輛系建設機械	66	14	56
小型車輛系建設機械	65	21	82
危険物取扱者	63	16	323
大型特殊	63	16	76
ワープロ	60	21	121
電気工事	58	14	7
珠算	55	24	298
簿記	50	19	16
パソコン	50	50	2
理容	50	17	6
販売士	50	0	2
不取得者	57%	22%	
累計人員			1,535人

対象者が少年院で取得した職業上の免許・資格・履修証明の種目と就職先への定着状況との関連を示したのが表44である。免許等を取扱しなかった不取得者の平均定着率は、57パーセントであるが、これを10パーセントほど上回る高い定着率を示しているのは、クレーン、フォークリフト、自動車整備及びガス溶接の4種類で、いずれも特定の職種に結びつく種目である。これらに次いで、不取得者の平均定着率を6パーセントほど上回る比較的高い定着率を示しているのは、アーク溶接、車輛系建設機械、小型車輛系建設機械特別教育、危険物取扱者及び大型特殊車運転で、いずれも特定の職種に結びつく専門的種目である。また、不就職者の比率は、免許取得者よりも、不取得者の方が大きい傾向がうかがわれ、免許取得者の中では、パソコン、珠算及びワープロなど、特定の就職業種と結び付きにくい、一般的種目の取得者に多くみられる。

(2) 職業補導及び訓練修了者の成行と関連する諸要因

職業補導及び訓練修了者の職業生活に関連する成行については、既に、免許等の取得、就職、指導種目と就職業種との関連及び職場への定着という4種の指標によって示したところである。これら4種のうち、少年院の職業教育の成果を最も総合的に示す指標は、職場への定着である。他の3種の指標は、いずれも少年院の職業教育の成果を示すものではあるが、それぞれが示す成果は、総合的というよりはむしろ部分的である。つまり、他の3種の指標が、少年院の職業教育がめざす安定した職業生活の継続という目標を達成するための部分的効果であるのに対して、職場への定着という指標は、完全とはいえないまでも、ある程度、この目標達成の状況を示すものといえるからである。したがって、ここでは、職業補導及び訓練修了者の成行を判定する指標として、職場への定着状況を選び、この定着状況と上記成行に影響を及ぼすと考え

られる事項との関連を検討する。

① 職業補導内容の差—V課程とG3課程
矯正教育の一環として行われる少年院の職業補導は、大別すると三種の内容に分けることができる。第一は、職業訓練課程（V）以外の課程で行われている職業教育で、「在院者の特性に応じた職業意識、知識等を高めるために行う職業実習、職業情報の提供や職業相談」（注5）であり、第二は、職業訓練課程で行われている職業教育で「職業能力開発促進法等の関係法令に基づいて行う職業訓練」（注6）であり、第三は、通常、出院間近い在院者を対象とする職業教育の応用実習ともいべきもので、「職業指導等の応用実習その他社会生活への円滑な移行を図る手段として、院外の事業所等に委嘱して行う院外委嘱職業補導」（注7）である。以上で明らかのように、V課程とその他の課程では、職業補導の内容が異なり、V課程では、いわば専門的職業人の育成をめざす内容となっているのに対し、他の課程では、一般的な職業人の育成をめざす内容となっている。以下は、この職業補導内容の差が対象者の職業生活の成行に影響を及ぼすのか否かを確認する作業である。なお、V課程修了者との比較にG3課程修了者を選んだのは、職業補導内容の差以外の点では、比較的差異の少ない者という観点からである。

ア V・G3別の職場への定着状況

表45は、職場への定着状況の良否を、V・G3別に示したものである。なお、Vは男子

表45 V課程、G3課程別就職先への定着状況

定着先	処 遇 課 程		
	V	G3	計
良 好	65人	535人	600人
不 良	34	318	352
計	99	853	952

注1 不明を除く。

2 男子のみ。

のみで女子を含まないから、性別の影響を消去するため、G3も女子を除き男子のみとして、両群の比較をしてある。この表によれば、V・G3共に、定着良好者が多く、不良者が少ない。良好者の割合は、わずかながらVの方に多いように見えるが、V・G3間に統計上有意味な差はない。つまり、対象者の職場への定着率に関しては、V・G3間にあまり影響力の差がないということになる。

表46 V課程及びG3課程修了者の職業補導及び職業訓練種目別構成

指 導 種 目	処 遇 課 程		
	V	G3	計
木 工	17人	224人	241人
建 築	10	—	10
ブロック建築	—	50	50
機 械	—	41	41
金属加工	7	152	159
溶 接	24	88	112
自動車整備	9	67	76
電気工事	19	—	19
電算写植	—	28	28
印 刷	—	16	16
事 務	—	27	27
情報処理	—	99	99
農・園芸	—	702	702
配 管	8	—	8
畜 産	—	28	28
洋 裁	—	33	33
手 工 芸	—	92	92
家政・調理	—	63	63
縫工・洗濯	7	44	51
理 容	—	9	9
窯 業	—	30	30
建設機械運転	—	53	53
そ の 他	—	2	2
不 明	—	2	2
計	101	1,850	1,951

注1 複数回答による。

2 縫工・洗濯には訓練種目の「クリーニング」を含む。

イ V・G3別の職業補導・訓練種目

表46は、職業補導・訓練種目をV・G3別に示したものである。これによると、V課程又はG3課程だけにそれぞれ設けられている種目と両課程に共通する種目のあることが分かる。また、V課程の種目が、専門的職業人の育成をめざした内容であることは当然であるとしても、G3課程の種目の中にも、V課程に比肩する内容を含んだ種目、例えば、金属加工、溶接、自動車整備のような種目が若干含まれており、注目される。つまり、「近年、生活指導課程等の少年院の職業補導が充実し、相対的に職業訓練施設の独自性が薄れてきている」(注8) ことの表れであろうか。

なお、平成5年9月の長期処遇の改善施策においては、職業補導種目ごとの内容に重みづけの差を設けた改編がなされる予定とのこ

とである。

ウ V・G3別の免許等取得種目

表47は、職業上の免許等の取得種目をV・G3別に示したものである。この表によれば、V課程修了者が取得した免許等の種目は、すべてG3課程修了者も取得しており、逆に、G3課程修了者が取得している種目で、V課程修了者が取得していないものは沢山ある。取得種目別にみて職場への定着率の高い種目は、クレーン運転、フォークリフト運転及び自動車整備である(表44参照)が、いずれもG3課程修了者が取得している。ここでも、G3課程が対象者に職業上の免許等を積極的に取得させようと努力していることが、表に示された数字からうかがわれ、そのことがG3課程の職業補導の充実にもつながり、ひいては、対象者の職場への定着にも影響し、V課程に劣らぬ成果を上げる要因となっているものと思われる。

エ V・G3別と就職への影響

表48は、職業上の免許等の取得状況をV・G3別に示したものである。V課程修了者は、

表47 V課程及びG3課程修了者の免許等取得種目別構成人員

取得免許等の種類	処遇課程		
	V	G3	計
アーク溶接	47人	145人	192人
ガス溶接	64	280	344
自動車整備	—	6	6
電気工事	6	1	7
珠算	44	257	301
簿記	—	17	17
パソコン	—	2	2
理容	—	6	6
危険物取扱者	62	267	329
ワープロ	—	121	121
大型特殊	—	79	79
車輛系建設機械	—	56	56
小型車輛系建設機械	—	82	82
販売士	—	2	2
クレーン運転	—	10	10
フォークリフト	—	13	13
その他	6	9	15
計	229	1,353	1,582

注 複数回答による。

表48 V課程、G3課程別免許等の取得の有無

免許等の取得	処遇課程別		
	V	G3	計
なし	0人	243人	243人
あり	101	790	891
計	101	1,033	1,134

注1 不明を除く。

2 男子のみ。

表49 V課程、G3課程別保護観察中の就職率

就職の有無	処遇課程別		
	V	G3	計
あり	85人	730人	815人
なし	16	147	163
計	101	877	978

注1 不明を除く。

2 男子のみ。

表 50 処遇課程 (V・G3) 別と就職への有利な影響

指導の 有利性	処 遇 課 程		
	V	G3	計
あ り	34	198	232
な し	43	552	595
計	77	750	827

注1 不明を除く。

2 出院後初回就職時

3 男子のみ。

$$\chi^2=10.04$$

$$P<0.005$$

表 51 処遇課程 (V・G3) 別と初回就職の形態

就 職 形 態	処 遇 課 程		
	V	G3	計
定 職	59人	483人	542人
暫 定	23	233	256
計	82	716	798

注1 不明を除く。

2 男子のみ。

表 52 処遇課程 (V・G3) 別少年院入院歴の有無

入 院 歴	処 遇 課 程		
	V	G3	計
な し	54人	624人	678人
あ り	47	246	293
計	101	870	971

注1 不明を除く。

2 男子のみ。

$$\chi^2=13.46$$

$$P<0.001$$

全員何らかの免許等を取得しているが、G3課程修了者では、4分の1近くの者が不取得者となっている。

表 49 は、出院後の就職率を V・G3 別に示したものである。V・G3 共に就職者は 8 割を超えて高く、両者間に、就職率に関して

統計上有意な差は認められない。

表 50 は、V・G3 別に、就職への有利な影響を示したものである。V・G3 共に、有利な影響「なし」の者が、「あり」の者に比べて多いが、V に比較して、G3 の方に「なし」の者が多い。この両者間の差は、統計上有意であり、消極的ながら、V 課程修了者の方が、就職に関しては、G3 課程修了者よりも有利といえる。

オ V・G3 別の初回就職の形態

表 51 は、V・G3 別に初回就職時の形態を示したものである。これによれば、初回就職の形態が定職であった者は、V・G3 共に多く、その割合は、若干 V の方が高いが、両者間に統計上有意な差異は、認められない。

カ V・G3 別と少年院入院歴の有無

少年院入院歴の有無は、非行性の強弱と関連のある事項であるが、V・G3 別に入院歴の有無の状況を示したのが表 52 である。これによれば、入院歴「なし」の者は、V・G3 共に、「あり」の者よりも多いが、V に比較して G3 の方に入院前歴のない者が多い。両者間の差異は、統計的に有意であり、入院前歴からみた非行性という観点では、V よりも G3 の方に質のよい者が多い、ということになる。

② 仮退院時に残されていた問題点

仮退院の時点で、対象者に残されていた問題点として、「暴力団との接触」、「薬物の濫用」、「無職徒遊生活」、「保護環境上の不安」、「職場の人間関係の不安」及び「その他」を挙げ、それぞれの有無別分布と職場への定着状況との関連を調べた結果、統計上有意な関連が認められたのは、次の 3 つの問題点である。

ア 無職徒遊生活のおそれと定着状況

表 53 は、仮退院時、対象者に残されていた問題点「無職徒遊生活」のおそれの有無と出院後の職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、「無職徒遊生活」のおそれ「なし」の者は、職場への定着状況の良好者に多く、「あり」の者は、定着状況の不良者に多いことが明らかである。

表 53 就職先への定着状況と仮退院時に残されていた問題点(無職徒遊生活のおそれ)

問題点	定着状況		
	良好	不良	計
なし	353人	174人	527人
あり	321	266	587
計	674	440	1,114

注 不明を除く。

$$\chi^2=17.06$$

P<0.001

表 54 就職先への定着状況と仮退院時に残されていた問題点(保護環境上の不安)

保護環境上の不安	定着状況		
	良好	不良	計
なし	357	192	549
あり	318	248	566
計	675	440	1,115

注 不明を除く。

$$\chi^2=8.75$$

P<0.005

表 55 就職先への定着状況と仮退院時に残されていた問題点(職場の人間関係の不安)

人間関係の不安	定着状況		
	良好	不良	計
なし	517	309	826
あり	157	132	289
計	674	441	1,115

注 不明を除く。

$$\chi^2=5.77$$

P<0.02

イ 保護環境上の不安と定着状況

表 54 は、仮退院時、対象者に残されていた問題点「保護環境上の不安」の有無と出院後の職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、「保護環境上の不安」が「なし」の者は、職場への定着状況の良好者に多く、「あり」の者は、定着状況の不良

表 56 就職先への定着状況と保護観察中の不良交友の有無別

不良交友	定着状況		
	良好	不良	計
あり	252	244	496
なし	403	119	522
計	655	363	1,018

注 不明を除く。

$$\chi^2=76.09$$

P<0.001

表 57 就職先への定着状況と保護観察中の生活態度の良否別

生活態度	定着状況		
	良好	不良	計
ふつう・良好	641	212	853
不良	25	198	223
計	666	410	1,076

注 不明を除く。

$$\chi^2=293.70$$

P<0.001

者に多いことが分かる。

ウ 職場の人間関係の不安と定着状況

表 55 は、仮退院時、対象者に残されていた問題点「職場の人間関係の不安」の有無と出院後の職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、「職場の人間関係の不安」が「なし」の者は、職場への定着状況の良好者にも、不良者にも多いが、その割合は、不良者に比べて、良好者の方に多い。

③ 保護観察の状況

ア 対象者の生活態度と定着状況

表 56 は、保護観察中の対象者の不良交友の状況と職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、定着状況の良好者には、不良交友「なし」の者が多く、不良者には、不良交友「あり」の者が多い。統計的検定の結果、定着状況の良否と不良交友の有無との間には、有意な関連があるといえる。

表 58 就職先への定着状況と保護観察の
A・B分類

分類	定着状況		
	良好	不良	計
A	168	162	330
B	484	266	750
計	652	428	1,080

注 不明を除く。

$$\chi^2=17.21$$

$$P<0.001$$

表 59 仮退院時の問題点（暴力団との接触）と
保護観察類型別処遇（暴力組織）への編入

暴力組織	問題点		
	暴力団との接触の恐れ		
	なし	あり	計
非編入	841	177	1,018
編入	45	78	123
計	886	255	1,141

注 不明を除く。

$$\chi^2=131.32$$

$$P<0.001$$

表 60 仮退院時の問題点（薬物濫用）と保護
観察類型別処遇（シンナー）への編入

シンナー	問題点		
	薬物濫用の恐れ		
	なし	あり	計
非編入	448	117	565
編入	279	298	577
計	727	415	1,142

注 不明を除く。

$$\chi^2=116.77$$

$$P<0.001$$

表 57 は、保護観察中の対象者の生活態度の良否と職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、生活態度が「普通及び良好」な者には、定着状況の良好な者が多く、「不良」な者には、定着状況の不良

な者が多い。両者の関連は、統計的検定の結果、有意であり、対象者については、日常生活態度の良否が職業生活上の適応状況と密接に結びついていることが分かる。

イ 保護観察のA・B分類と定着状況

表 58 は、保護観察におけるA・B分類と対象者の職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、処遇上の問題があるA分類の者については、定着状況の良好者と不良者がほぼ同じ割合で分布しているが、処遇上の問題が少ないB群の者については、定着状況良好者の方が不良者よりも明らかに多く、その差は、統計上有意である。

ウ 仮退院時に残された問題点と保護観察における類型別処遇

表 59 は、仮退院時、対象者に残された問題点「暴力団との接触」の有無と保護観察における類型別処遇「暴力組織」への編入の有無との関連を示したものである。これによれば、類型別処遇「暴力組織」に編入された者には、「暴力団との接触」のおそれのある者が多く、編入されなかった者には、「暴力団との接触」のおそれのない者が多い。

表 60 は、仮退院時に残された問題点「薬物濫用」の有無と類型別処遇「シンナー」への編入の有無との関連を示したものである。これによれば、「薬物濫用」のおそれのある者は、類型別処遇「シンナー」に編入された者が多く、そのおそれのない者は、「シンナー」に編入されなかった者の多いことが分かる。

表 59 及び 60 の分布には、いずれも統計上有意な差異が認められ、暴力団と薬物濫用の問題に関しては、仮退院時に残された問題点は、保護観察の類型別処遇において的確に受け継がれており、少年院処遇と保護観察との一貫性が保たれていることを示している。

④ 対象者の性別及び少年院入院歴の有無

ア 対象者の性別と定着状況

表 61 は、対象者の性別に、職場への定着状況を示したものである。これによれば、男

表 61 性別と就職先への定着状況

性別	定着状況		
	良好	不良	計
男子	607	357	964
女子	71	87	158
計	678	444	1,122

注 不明を除く。

$$\chi^2=17.70$$

P<0.001

表 62 性別と職業上の免許・資格・履修証明取得の有無別

取得の有無	性別		
	男子	女子	計
なし	221	23	244
あり	766	136	902
計	987	159	1,146

注 不明を除く。

$$\chi^2=4.67$$

P<0.05

表 63 少年院入院歴の有無と就職先への定着

状況 入院歴	定着状況		
	良好	不良	計
なし	483	227	710
あり	187	214	401
計	670	441	1,111

注 不明を除く。

$$\chi^2=48.11$$

P<0.001

子には、定着状況の良好な者が多く、女子には、その不良な者が多くなっており、性別と職場への定着状況との間には、統計上有意な関連が認められる。

表 62 は、性別と職業上の免許等の取得率との関連を示したものである。これによれば、男女共に取得率は高いが、男子に比べて女子の取得率の方が高くなっている。ただし、表 17 で示したように、男子の取得種目が就職

表 64 就職先への定着状況と仮退院時就職予定の有無

就職予定	定着状況		
	良好	不良	計
あり	465	252	717
なし	189	171	360
計	654	423	1,077

注 不明を除く。

$$\chi^2=14.82$$

P<0.001

表 65 就職先への定着状況と出院後の居住状況

居住状況	定着状況		
	良好	不良	計
家族同居・職場住込	588	251	839
その他	84	186	270
計	672	437	1,109

注 不明を除く。

$$\chi^2=128.30$$

P<0.001

率の高い建設関連や製造業関係中心であるのに対し、女子の取得種目は、珠算、ワープロ及び簿記に偏している。

イ 少年院入院歴の有無と定着状況

表 63 は、対象者について、少年院入院歴の有無と職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、入院歴のない者には、定着状況の良好な者が多く、入院歴のある者には、定着状況の不良な者が多いことを示しており、入院歴の有無、つまり非行性の進捗と職場への定着状況との間に関連があることが分かる。

⑤ 仮退院時における就職予定の有無

表 64 は、対象者の仮退院時における就職予定の有無と職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、就職予定の有無にかかわらず、定着状況の良好者が不良者よりも多い傾向を示しているが、良好者の割合は、就職予定の「ある」者の方が、「な

い」者よりも大きい。

⑥ 出院後の居住状況

表 65 は、 出院後の居住状況と職場への定着状況との関連を示したものである。これによれば、「家族と同居」や「職場住込」の居住形態をとる者の方には定着状況の良好な者が多く、「その他」の居住形態をとる者の方には、定着状況の不良な者が多い。これは、「家族と同居」や「職場住込」の居住形態の者には、保護者や雇主・上司等の成人による行動規制力が及びやすいのに対し、「その他」の居住形態の者には、そのような行動規制力が作用しにくいという事情によるものと考えられる。いずれにしろ、対象者の出院後の居住形態、つまり保護環境の良否も職場への定着状況に影響を及ぼす要因になることが分かった。

⑦ その他の諸要因

以上のほか、調査資料としては提示できないが、社会の景気動向や産業構造・職業構造を変化させる社会変動等のマクロな要因が、少年院の職業補導・訓練修了者の成行に大きな影響を及ぼすことも想定される。

4 考察

(1) 職業訓練修了者等の成行について

① 職場への定着状況

ア 対象者全体の定着状況

対象者全体についてみると、職場への定着者は、4割が初回就職先にそのまま定着している者、2割弱が初回就職先を離職転職し、転職先に定着している者で、合計約6割弱となっている。不定着者は、不就職者が2割弱、転職後無職者が2割弱の合計4割弱である。(以上表 40 参照)

ちなみに、これらの数字を、一般の中学卒業生や少年院在院者の入院前の職場定着率と比較してみると、1年後の定着率は、中学卒業生の場合 83.6 パーセント(注 9)、少年院在院者の入院前の場合 8.4~14.3 パーセント(注 10)で、対象者の定着率は、一般の

中学卒業生よりは低く、少年院在院者の入院前の状況よりは高いことが分かる。一般の中学卒業生との比較では、非行の有無による差が、少年院在院者の入院前との比較では、少年院における職業教育の有無による差が出たのではないかと考えられる。後者の比較の場合、対象者は同一でないが、入院前と出院後で、職場への定着率の差が大きく、出院後の定着率が高いとすれば、それは、少年院における教育の効果と推定することができる。

しかし、この調査結果で得られた対象者の職場への定着水準は、一般の中学卒業生の定着水準と比較すれば、未だ満足すべき水準とはいえず、今後、一般の水準に近付けていく努力が必要と思われる。

イ 職業訓練課程(V)修了者と生活指導課程(G3)修了者との定着状況の比較

職業訓練に重点を置くV課程と生活指導に重点を置くG3課程との比較では、それぞれの課程修了者の職業生活の成行は、前者の方が良好と予想されたが、調査結果は、職場への定着状況に関して、前者に良好者が多い傾向はあるものの、両者間に、統計上有意な差は認められなかった。

この理由として考えられることは、次の2点である。第1は、V課程の対象者とG3課程の対象者の間に、質的な差異が少なく、等質性があるのではないかと、ということである。両者の非行性の程度を少年院入院前歴の有無で比較した結果(表 52 参照)では、予想に反して、V課程修了者の方に少年院入院前歴のある者が多かった。つまり、対象者選定上の問題、本来は職業教育に重点を置くV課程の対象者には非行性の程度が進んでいない者がふさわしいと考えられるが、調査結果ではその逆の結果となっていることが、折角の職業訓練の効果を減殺しているのではないかと考えられることである。第2は、両課程における職業教育の水準が接近しているのではないかと、ということである。これは、V課程

の職業教育の水準が低下しているということよりは、むしろ、最近のG3課程における職業補導水準の充実強化によるものと考えられる。事実、職業生活に有利と考えられる職業上の免許・資格・履修証明の取得指導に関しては、V課程に劣らず、G3課程でも積極的に行われ、その取得者数も対象者の4分の3以上と多く、その種類も専門的なものが多く含まれるなど（表47及び48参照）、最近のG3課程における職業補導の充実ぶりにはめざましいものがある。こうした職業補導の充実強化が、G3課程修了者の成行を、V課程修了者のそれに接近させるという好結果をもたらしたのではないか、ということである。

ウ 職業補導・訓練種目と定着状況

指導種目によって定着率に大きな差があり、比較的定着率の高い種目は、建築、機械、建設機械、自動車整備、ブロック建築及び印刷で、いずれも特定の就職業種に結びつく専門的な種目である（表43参照）。定着率の低い種目については、その理由を検討し、指導種目整備の際の参考とすべきであろう。

エ 取得免許等の種目と定着状況

取得した免許等の種目によっても、定着率に差があり、定着率の高い種目は、クレーン、フォークリフト、自動車整備、ガス溶接等で、いずれも特定の就職業種に結びつく専門的な免許・資格等である。逆に、定着率の低い種目は、珠算、簿記、パソコンなど、特定の就職業種とは結びつき難い一般的な免許・資格等である（表44参照）。折角苦勞して取得した免許等が就職先で活用できるのか否か、その辺の事情も微妙に定着率に影響を及ぼしている可能性がある。いずれにせよ、取得した免許等が活用されぬまま死蔵されることのないよう、免許等の指導種目の選定に当たっては、慎重な検討が必要である。特に定着率の低い免許等の種目については、その理由を究明し、必要な改善措置を執るなり、種目の変更を行うなどの配慮が必要であろう。

オ 就職業種と定着状況

表66は、初回就職の業種別に、その就職先への定着状況を示したものである。定着率は、業種によって異なり、運輸関係、事務関係及び建築関係において、比較的高くなっている。逆に、定着率が低いのは、接客業関係である。これらの情報は、進路指導や指導種目の選定の際などに参考となろう。

表 66 初回就職業種別初回就職先定着率

業 種	定 着 状 況		
	定 着 者	定 着 率	人 員 計
運 輸 関 係	35 人	57%	62 人
事 務 関 係	10	56	18
建 築 関 係	187	54	349
工 員	107	48	224
理・美容	5	46	11
調 理	15	44	34
販 売 店 員	34	40	85
農 林 漁 業	2	40	5
接 客 業	22	38	58
そ の 他	41	53	78
計	458		924

注 不明を除く。

② 職場定着の諸要因

ア 性別と定着状況

男子に比較して、女子には定着状況の不良者が多い（表61参照）。この現象は、非行少年にみられる特有な現象ではなく、一般の若年労働者においても認められる現象で、女子の場合、生活中に占める職業の比重が男子と比較して小さいことが、その理由とされている（注11）。

イ 少年院入院歴と定着状況

少年院入院歴の有無別に、職場への定着状況をみると入院歴なしの者には、定着状況の良好者が多く、入院前歴のある者には、定着状況の不良者が多い（表63参照）。一般に、少年院入院前歴のある者は、ない者に比較して、非行の進んでいる者が多く、入院前歴の

有無は、非行性の程度を示す指標の一つと考えられている。したがって、上記の調査結果は、定着状況は非行性の程度と関連があり、非行性の進んでいる者には定着状況の不良者が多いことを示唆したもの、といえる。

ウ 仮退院時に残された問題点と定着状況

仮退院時に残された問題点のうち、定着状況との関連が認められたのは、「無職徒遊生活のおそれ」、「保護環境上の不安」及び「職場の人間関係の不安」の3点である。いずれの場合も、問題点ありの者に定着状況の不良者が多く、これらの問題が対象者の定着状況に影響を及ぼしていたことを示している。

「無職徒遊生活のおそれ」は、定着状況の不良を予想した指摘であり、予想の的確さを物語るものである。

「保護環境上の不安」は、出院後の対象者の生活条件の不安定性を予想した指摘であり、生活条件の不安定性が職業生活に悪影響を及ぼしたものと考えられる。

「職場の人間関係の不安」は、非行少年の離職理由の一つとして上位を占めるものであり（注12）、職場不適応の一因となり得るものである。理想的に言えば、これらの問題点が出院時に解決されていることが望ましいのであるが、仮退院の趣旨からこうした問題点が一部残されたまま保護観察に引き継がれることも少なくない。以上のことは、対象者を職業生活に定着させるためには、単に、職業上の知識、技術、免許、資格等を習得させるだけでなく、職業意識の確立、社会性の発達及び保護環境の改善という側面にも配慮する必要があることを示唆している。

エ 出院時における就職予定の有無と定着状況

仮退院時に既に就職予定のあった者は、そのなかった者に比較して、定着状況の良好者が多い（表64参照）。仮退院時に就職予定のある者は、出院後の具体的な生活設計が準備されていた者と考えられ、こうした事前

の準備の有無が職場への定着状況に影響を及ぼしたのであろう。また、就職予定があるということは、周囲の成人が当人の更生を積極的に支援する姿勢にあることを示唆し、ある意味で保護環境に恵まれていることを意味するものであろう。

オ 保護観察中の生活状況と定着状況

保護観察中の生活状況の中で、定着状況と関連が認められたのは、「不良交友」の有無、「生活態度」の良否及び「居住状況」の三事項である。「不良交友」のない者には、定着状況の良好者が多い（表56参照）。不良交友は、本人の改善意欲の乏しさあるいは保護環境の不良を推測させる行為であり、職業生活への定着を妨げる要因として作用することは十分考えられる。

保護観察中の「生活態度」が「普通・良好」な者には、定着状況良好者が多く、「不良」な者には、その不良者が多い（表57参照）。保護観察中の「生活態度」の良否が、そのまま職業生活の良否に移行することは、自然な成行であり、生活態度の良否と定着状況の良否が関連していることは、いわば理の当然といえる。不良交友の有無にしても、生活態度の良否にしても、職場への定着状況の良否と関連していることは、定着状況への影響が常に少年院における職業教育の成果だけでなく、実は生活指導の成果とも関連があることを物語っている。

出院後の居住状況が「家族と同居・職場住込」の者には定着状況の良好者が多く、その他の形態の居住者には定着状況の不良者が多い（表65参照）。これは、保護者や職場の雇主又は上司といった成人の行動規制が及び易い居住環境にいるか否かということが、定着状況の良否と関連する要因になっているものと考えられる。つまり、職場への定着という事象には、職業教育の効果や生活指導の効果のほか、生活環境の適否のような要因も影響を及ぼしていることがうかがわれる。

カ 保護観察と定着状況

保護観察のA・B分類と定着状況との関連では、A分類の者（処遇困難者）よりもB分類の者（A以外の者）に、定着状況良好者が多かった（表58参照）。このことは、保護観察におけるA・B分類が、かなりの予測力をもって、的確に行われていることを示すと同時に、職場への定着状況の良否が、対象者の成行の良否を示す指標として有効であることを示している。

また、保護観察では、少年院処遇で残された問題点を継承し、一貫した処遇を実施することによって、保護処分の効果を高めている。例えば、仮退院時、対象者に残されていた問題点、「暴力団との接触」のおそれのある者や「薬物（シンナー）濫用」のおそれのある者は、それぞれ保護観察における類型別処遇の「暴力組織」グループや「シンナー」グループに編入され（表59及び表60参照）、少年院処遇と保護観察の連携による一貫した処遇が実施されている。このような両者の連携による処遇の継承が、対象者の問題点解消に役立ち、ひいては、対象者の成行に好影響を及ぼすものと考えられる。

(2) 職業補導種目の適正な選定について

① 職業補導種目としての有効性

ア 指導関連種目への就職

職業教育を受けた種目の関連業種に就職することは、指導目的の達成につながり、対象者にとっては学習成果を職業生活に活用できる利点があるから、望ましいことである。今回の調査結果（表42参照）によれば、補導・訓練種目別構成人員と就職業種別構成人員の間には大きなズレが生じており、指導を受けた種目と関連のない業種に就職している者が少なくない状況を示している。この傾向は、免許等の取得種目別構成人員と就職業種別構成人員の間にも認められ、取得した免許等が必ずしも有効に活用されていない状況を示唆している。もっとも、このような問題は、少

少年院出院者に限らず、職業教育を専門に受けた専修学校卒業生についても、程度の差こそあれ、同様に生じている現象（注4参照）である。しかし、指導関連種目への就職者が多いことは、その指導種目が有効に機能していることを意味するから、関連種目への就職者が少ない補導・訓練種目については、できるだけ関連種目への就職者を増加させるよう、改善策を講じることが必要であろう。なお、少年院の指導種目の中には、農耕科のように必ずしも関連種目への就職を目的としない種目もあるが、それらに関しては、別な観点から、職業補導種目としての有効性を検討する必要がある。

イ 職業補導・訓練種目と職場への定着

職場への定着率は、職業補導・訓練の種目によって異なり、建築の78パーセントから配管の44パーセントに至るまで、多様に分布している（表43参照）。同様な傾向は、免許等の取得種目と職場への定着率との関連（表44参照）においてもみられ、こちらでは、クレーンやフォークリフトの100パーセントから販売士の50パーセントまでの範囲で多様に分布している。いずれの場合においても、定着率の高い種目は、問題ないとしても、定着率の低い種目については、職業教育種目としての有効性を問われることになるので、定着率の低い理由を解明し、可能であれば定着率を高めるための改善策を講じる必要がある。また、場合によっては、より有効な種目への変更も検討すべきであろう。

② 職業補導・訓練種目の選定条件

ア 矯正保護の理念との整合性

少年院における職業補導・訓練の種目選定に際しては、単なる職業教育の観点からだけでなく、職業補導・訓練が矯正教育の一環として実施されることを考慮し、対象者の改善更生に資するという観点を踏まえた選定をする必要がある。したがって、就職率が高いとか、指導関連種目への就職者が多いなど、職

業教育の観点から有効性が認められる種目があったとしても、もし、それに矯正教育や保護観察の理念と整合しない点があれば、その種目は、職業補導・訓練種目として、適切とはいえない。

イ 指導体制の整備状況

職業補導・訓練種目として、いかに有効な種目があるとしても、それを実施するための指導体制が整っていないければ、その種目の有効性を発揮させることはできない。指導体制とは、専門的な指導能力、指導資格及び指導経験を有する職員の存在、指導に必要な施設・設備の整備、指導計画及び指導組織等である。つまり、指導体制の整備状況が種目選定の制約条件となる。逆にいえば、指導体制を整備することによって、種目選定の選択肢を拡大することが可能となる。

ウ 在院者の資質等

職業補導・訓練種目の選定に際しては、在院者の職業適性、能力、進路希望等を考慮する必要がある。対象者の資質等に適合しない種目を選定しても、成果を期待できないからである。現行の職業補導・訓練種目の多くは、長年にわたる実施経験から、おおむね、この条件に適合しているが、新規種目の導入に際しては、この条件に着目した検討が必要である。

エ 労働需要の動向等

職業補導・訓練種目の選定に際しては、労働需要の動向等にも配慮する必要がある。折角職業教育を十分に行っても、修得した種目に関連する業種の労働需要が低下していれば就職が困難になるからである。労働需要は、経済変動や景気動向によって変化するが、その変化には、産業構造や職業構造の変動に伴う長期的、継続的なものもあれば、景気の変化に伴う短期的、一時的なものもある。種目の選定に際して留意すべき労働需要の変化は、長期的、継続的なものである。衰退する業種に関連した指導種目にいつまでもこだわるべきではないし、興隆する業種に関連した指導

種目の導入には積極的な姿勢が必要である。

(3) まとめ

① 職業訓練修了者等の成行について

初回就職先への定着率4割、離転職後の定着者約2割という成行結果は、少年院在院者の入院前の定着率の水準を大きく上回っているため、職業補導・訓練の成果があったと認められる。しかし、一般の中学卒業生の定着率の水準を大きく下回っているため、定着率を一般の水準に近付けるよう、なお、改善努力が必要である。

また、職業訓練課程（V）修了者と生活指導課程（G3）修了者の間に、成行に関して差が認められず、VとG3の差が不明確であった。G3における職業補導の充実によるものと思われるが、職業訓練に重点を置く専門課程としてのVの一層の充実強化が望まれる。充実強化に際しては、特に、対象者及び種目の選定についての再検討が必要と思われる。

② 種目の適切な選定について

現行の職業補導・訓練種目については、成行結果が必ずしも良好でない種目が若干認められたので、今後、成行不良の理由の究明及びその結果に基づく改善策の検討が必要と思われる。なお、現行の職業補導・訓練種目の運用上、検討を要すると思われる事項は、以下の2点である。

第1点は、特定の業種への就職を予定する建築、機械、自動車整備等の専門的指導種目と、就職業種を特定しない農耕、園芸、畜産、事務のような一般的指導種目における指導の重点の差異を明確にすべきでないか、ということである。

第2点は、女子の構成比が高い指導種目である手工芸、洋裁及び家政・調理について、それらの職業補導種目としての適否を検討する必要があるのではないかと、ということである。これらの種目は、成行結果も良好ではなく、若年女子労働に対する需要動向からみても、職業補導種目としての適格性に疑問が残る。

むすび

この報告をまとめながら、調査計画、調査結果の集計及び整理に関して、いろいろと反省すべき点の多いことに気づいた。反省点のうち主なものを挙げれば、まず、多くの貴重な情報を入手しながら、それらを十分に活用しきれず、概略的な分析にとどまったこと、次に、対象者からの直接情報を欠いていたため、指導種目や取得免許等に対する対象者の評価や受けとめ方が明らかでなく、十分に分析を深めることができなかったこと及び対象者の職場への定着状況を確認するための追跡期間が1年3ヶ月以内と短期間にとどまったことである。

種々の反省点はあるものの、今回の調査実施は、以下の諸点からみて、まことに意義深い面もあった。まず、これまで少年院の職業補導や職業訓練に関する研究は、数多くなされているが、施設規模にとどまる研究が大部分で、そのため、個々の施設の状況は知り得ても、全国的な状況を把握することは、統計資料に頼る以外は困難であった。それだけに、この調査において全国規模の資料収集ができたことは、職業補導・訓練の研究にとって、有意義なことであった。更に、少年院関係の資料だけでなく、保護観察関係の資料をも併せて収集できたことも、幸運であった。

ここに、本報告をまとめることができたのは、ひとえに、この調査の実施に御協力いただいた保護関係機関及び矯正関係機関の皆様の御協力の賜であることを銘記し、心から感謝の意を表する次第である。

引用文献

- 注1 職研調査研究報告書 No41「専修学校卒業生の職業と意識—専修学校卒業生調査から—雇用促進事業団雇用職業総合研究所 1985年3月 P.31～「卒業生1,122名中、不就職者152名、就職者970名中、離職経験者458名」となっている。

- 注2 日本の労働政策 平成5年版 労働省編 労働基準調査会 P.306
 注3 注1と同じ
 注4 注1と同じ
 注5 犯罪白書 平成5年版 法務省法務総合研究所 P.125
 注6 注5と同じ
 注7 注5と同じ
 注8 齊藤峰, 山本貴祐 「浪速少年院職業訓練の活性化について」 矯正教育研究 36巻 日本矯正教育学会 P.25
 注9 職務調査研究報告書 No72 「青年期の職業経歴と職業意識—若年労働者の職業適応に関する追跡研究総合報告書 P.133
 注10 吉田幸夫ほか4名 「無職少年の職業意識について—BG1級施設における職業補導の一考察—」 矯正教育研究 36巻 日本矯正教育学会 P.18 表8参照
 谷村輝雄ほか4名 「少年院在院者の職業意識」 矯正教育研究 36巻 日本矯正教育学会 P.23 4表参照
 注11 昭和45年度東京都青少年問題調査報告書 「勤労青少年の職場移動」 東京都 P.42
 注12 注10 矯正教育研究 36巻 P.18 9表及び P.22 3表参照

参考文献

- 1 保木正和 「少年院長期処遇の改善施策について」 刑政 104巻 10号 矯正協会 平成5年10月
- 2 岩城剛一 「長期処遇における資格取得の意義とその展開」 刑政 104巻 2号
- 3 「平成4年3月新規学校卒業生等の職場適応指導結果」 埼玉県労働部職業安定課
- 4 「労働条件実態調査報告書」 川越商工会議所 平成5年2月
- 5 労働白書 平成4年版 労働省編
- 6 牛窪浩 「転職少年—なぜ彼らはやめていくのか—」 日経新書 111 昭和45年 6月
- 7 田村雅幸 「無職少年と非行問題」 法律のひろば 42巻 8号 ぎょうせい
- 8 橋偉仁 佐藤典子 「非行勤労青少年の社会的移動に関する研究—職業移動を中心として—」 法務総合研究所研究部紀要 36巻 1972年
- 9 青少年白書 平成4年版 総務庁青少年対策本部編